

神戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第37号

神戸市契約規則の一部を改正する規則

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(無効の入札)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 入札書に記名がないとき。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p>(契約締結の手続)</p> <p>第20条 落札者は、落札決定の日から5日（神戸市の休日を含む）を定める条例（平</p>	<p>(無効の入札)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 入札書に記名<u>及び押印</u>がないとき。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p><u>(11)入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。</u></p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p>(契約締結の手続)</p> <p>第20条 落札者は、落札決定の日から5日（神戸市の休日を含む）を定める条例（平</p>

成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。)以内に記名押印のある契約書 (契約内容を記録した電磁的記録(地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。))を含む。) その他の必要な書類を提出し、かつ、契約保証金を納付しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

(契約書又は請書の省略)

第23条 次の各号に掲げる場合には、契約書の提出を省略し、請書を提出させることができる。

(1) 契約金額が100万円以下の契約をするとき。

(2)～(5) [略]

2 [略]

(契約保証金の納付)

第24条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定により規則で定める 契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上(物品売却システムを利用して行う入札にあつては、予定価格の100分の5以上)の額とする。

2 前項の契約保証金の納付は、次に

成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。)以内に記名押印のある契約書その他の必要な書類を提出し、かつ、契約保証金を納付しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

(契約書又は請書の省略)

第23条 次の各号に掲げる場合には、契約書の提出を省略し、請書を提出させることができる。

(1) 契約金額が100万円未満の契約をするとき。

(2)～(5) [略]

2 [略]

(契約保証金の納付)

第24条 契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上(物品売却システムを利用して行う入札にあつては、予定価格の100分の5以上)の額とする。

2 第8条の規定は、前項の契約保証

掲げる担保の提供をもつてこれに代
えることができることとし、その担
保の価値は当該各号に掲げる担保に
応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第8条各号に掲げるもの 同条
各号に掲げる担保に応じ同条各号
に定める額

(2) 公共工事の前払金保証事業に関
する法律（昭和27年法律第184号）
第2条第4項に規定する保証事業
会社の保証 その保証する額

(3) その他銀行又は市長が確実と認
める金融機関の保証 その保証す
る額

3 市長は、前項の保証を契約保証金
に代わる担保として提供させるとき
は、当該保証を証する書面を提出さ
せ、その提出を受けたときは、遅滞
なく、当該保証をした物品売却シス
テムを管理する事業者、保証事業会
社又は銀行若しくは確実と認める金
融機関との間に保証契約を締結しな
ければならない。

4 前項の保証契約を締結する場合に

金の納付について準用する。

3 第1項の契約保証金の納付は、銀
行又は市長が確実と認める金融機関
の保証の提供をもつて代えることが
できる。

4 市長は、前項の保証を契約保証金
に代わる担保として提供させるとき
は、当該保証を証する書面を提出さ
せ、その提出を受けたときは、遅滞
なく、当該保証をした銀行又は確実
と認める金融機関との間に保証契約
を締結しなければならない。

においては、前条の規定により、契約書を省略し、請書を省略させることができる。

(契約保証金等の追徴)

第37条 市長は、第35条第1項又は第2項の規定に基づく履行期限の延長又は契約金額の増減により、既納の契約保証金又は第24条第2項の規定により既に提供を受けた担保（以下この条において「既納の契約保証金等」という。）に不足が生じたときは、当該不足に係る契約保証金又は同項の規定による担保を追徴することができる。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(部分払)

第41条 [略]

2、3 [略]

(契約保証金等の追徴)

第37条 市長は、第35条第1項又は第2項の規定に基づく履行期限の延長又は契約金額の増減により、既納の契約保証金又は第24条第2項において準用する第8条の規定により既に提供を受けた担保若しくは第24条第3項の規定により既に提供を受けた保証（以下この条において「既納の契約保証金等」という。）に不足が生じたときは、当該不足に係る契約保証金又は同条第2項において準用する第8条の規定による担保若しくは第24条第3項の規定による保証を追徴することができる。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(部分払)

第41条 [略]

2、3 [略]

4 第1項の請求をする場合において、市長がその必要がないと認めるものを除き、その既済部分については、本市を被保険者とした火災保険その

4 [略]

他の保険の契約証書を添付しなければならない。この場合において、保険の種類、金額及び期間は、市長の指示するところによる。

5 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の神戸市契約規則（以下「新規則」という。）第23条第1項第1号の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結する契約については、なお従前の例による。

3 新規則第37条第1項の規定は、施行日以後に新規則第24条第2項の規定により担保の提供を受けた場合について適用し、施行日前にこの規則による改正前の神戸市契約規則（以下「旧規則」という。）第24条第2項において準用する第8条の規定により担保の提供を受けた場合又は旧規則第24条第3項の規定により保証の提供を受けた場合については、なお従前の例による。